

利用に関するQ & A

Q1：利用申請前に保育所等の見学は必要ですか？

A1：事前に保育所等へ連絡のうえ、できるだけお子さんと一緒に見学してください。保育内容や、開所時間内に送迎可能か、送迎用の駐車場があるか等ご自身で必要とする項目について十分ご確認ください。園内の見学や保育方針、諸費用についての説明を受けることもできます。

Q2：きょうだい同時に利用申請します。同じ施設・事業を利用できますか？

A2：きょうだい児については利用調整で優先されますが、調整の結果、空き状況等により、別々の施設になることもあります。

Q3：第3希望まで利用申請をしましたが、どのように入所決定するのですか？また、1つの施設だけの希望の場合、優先させるのでしょうか？

A3：入所決定は施設ごとに行いますが、希望される方が多く、申し込みをされたお子さん全員を受け入れることができない場合は、市の定める基準に基づき利用調整を行います。1施設のみの希望の人が有利ということはありません。

Q4：現在、保育所を利用していますが、他の保育所に転園できますか？

A4：現在の保育所を退所して、新たに希望保育所での申し込みが必要になります。市こども課に退所届と申し込みの申請書類を提出してください。保育を必要とする状況を証明する書類については、申請時点の最新のものを新たにご提出ください。転園の申し込みを提出される前には必ず希望園への見学を行ってください。

Q5：在園中に下の子を出産しますが、上の子は保育所を利用できますか？

A5：産前・産後それぞれ8週間はご利用いただけます。母子健康手帳と印鑑を持参のうえこども課にて認定変更の手続きを行ってください。その後、育児休業を取得するときは、出生児が1歳になる月の月末まで引き続きご利用いただくことができます。

Q6：産休中に里帰り出産を予定しています。里帰り先で保育所へ預けることを考えていますがどうしたらいいですか。また、現在保育所に通っている場合はどうなりますか？

A6：産休中に新規で、里帰り先の保育所の利用申請をする場合は、市こども課に申請書類を提出いただき、市か他市町村へ協議を行い、利用調整をお願いする形となります。

既に保育所を利用している場合、重複して利用申請することはできませんので、現在利用している保育所を退所し、新たに里帰り先の保育所の利用申請を行う必要があります。

ただし、里帰り先の保育所が受入れできない場合等は、一時保育でのご利用となります。その場合は、直接施設にお問い合わせください。

なお、ご利用の希望は、他市町村への協議が必要ですので、3週間前を目途に申請をお願いします。

Q7：市外の施設を利用したいのですがどうすればよいですか？

A7：保護者の勤務先や実家が市外にあるなどの特別な理由がある場合は、市外の施設を申し込むことができます。この場合は、市こども課へのお申し込みください。

結果については、市から希望先の市町村に依頼をし、その市町村から利用調整結果についての通知があった後、市より保護者の方へ連絡させていただきます。

市外の施設を利用の際は、希望先の市町村への協議が必要ですので、3週間前を目途に申請をお願いします。

Q8：市外に住民登録をしていますが、島原市の施設の申し込みはできますか？

A8：住民登録をしている市町村で申し込みをしてください。詳しくは住民登録をしている市町村にお問い合わせください。

Q9：一時的に子どもを預かってもらうことはできますか？

A9：毎日の保育は必要ないが、パート就労などにより週に数日保育が必要な場合や、保護者の傷病などにより緊急的に保育が必要な場合など、一時的に施設を利用したい方を対象に一時保育の制度があります。一時保育は、保育認定がなくても利用することができます。直接施設へお問い合わせください。